

静岡県監査委員告示第4号

静岡県監査委員事務局の組織及び処務に関する規程（昭和39年静岡県監査委員告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県監査委員 森 裕
 静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
 静岡県監査委員 鳥 澤 由 克
 静岡県監査委員 田 口 章

改正前	改正後
<p>第6条 事務局長及び課長限りで専決処理できる事項は、次のとおりとする。ただし、専決処理事項であっても、特命があるとき又は事案が重要若しくは異例であると認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>事務局長専決事項</p> <p>(1) 課長に対する出張の命令</p> <p>(2) 課長に対する年次有給休暇に係る時季変更</p> <p>(3) 課長に対する介護休暇に係る指定期間の指定並びに介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇の承認</p> <p>(4) 課長に対する週休日の指定及び振替並びに4時間の勤務時間の割振り変更</p> <p>(5) 課長に対する代休日の指定</p> <p>(6) 課長に対する職務専念義務免除の承認</p> <p>(7) 課長に対する育児休業の承認</p> <p>(8) 課長に対する育児短時間勤務の承認</p> <p>(9) 課長に対する部分休業の承認</p>	<p>第6条 事務局長及び課長限りで専決処理できる事項は、次のとおりとする。ただし、専決処理事項であっても、特命があるとき又は事案が重要若しくは異例であると認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>事務局長専決事項</p> <p>(1) <u>事務局長、次長及び</u>課長に対する出張の命令</p> <p>(2) <u>事務局長、次長及び</u>課長に対する年次有給休暇に係る時季変更</p> <p>(3) <u>事務局長、次長及び</u>課長に対する介護休暇に係る指定期間の指定並びに介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇の承認</p> <p>(4) <u>事務局長、次長及び</u>課長に対する週休日の指定及び振替並びに4時間の勤務時間の割振り変更</p> <p>(5) <u>事務局長、次長及び</u>課長に対する代休日の指定</p> <p>(6) <u>事務局長、次長及び</u>課長に対する職務専念義務免除の承認</p> <p>(7) <u>事務局長、次長及び</u>課長に対する育児休業の承認</p> <p>(8) <u>事務局長、次長及び</u>課長に対する育児短時間勤務の承認</p> <p>(9) <u>事務局長、次長及び</u>課長に対する部分休</p>

<p>(10) 課長に対する自己啓発等休業の承認</p> <p>(11) 課長に対する配偶者同行休業の承認</p> <p>(12) (略)</p> <p>課長共通専決事項 (略)</p> <p>総務課長専決事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務局職員（事務局長及び課長を除く。以下この条において同じ。）に対する介護休暇に係る指定期間の指定並びに介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇（夏季休暇及び家族休暇に係るものを除く。）の承認</p> <p>(3)～(10) (略)</p>	<p>業の承認</p> <p>(10) <u>事務局長、次長及び</u>課長に対する自己啓発等休業の承認</p> <p>(11) <u>事務局長、次長及び</u>課長に対する配偶者同行休業の承認</p> <p>(12) (略)</p> <p>課長共通専決事項 (略)</p> <p>総務課長専決事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務局職員（<u>事務局長、次長</u>及び課長を除く。以下この条において同じ。）に対する介護休暇に係る指定期間の指定並びに介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇（夏季休暇及び家族休暇に係るものを除く。）の承認</p> <p>(3)～(10) (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。